

仙台市障害児者日常生活用具費の代理受領に関する要綱

(令和2年10月7日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市障害児者日常生活用具費支給事業実施要綱（平成元年3月31日民生局長決裁。以下「実施要綱」という。）第10条の規定に基づく用具費の代理受領について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の定義は、実施要綱で用いる用語の例による。

(登録の申請及び決定等)

第3条 用具費を代理受領しようとする業者は、事業所ごとに仙台市障害児者日常生活用具業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを登録し、仙台市障害児者日常生活用具業者登録通知書（様式第2号）により申請業者に通知する。

(登録業者の責務)

第4条 前条の規定により登録された業者（以下「登録業者」という。）は、関係法令及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具費支給対象者の心身の状況、介護者の状況、生活環境、日常生活用具に関する希望を勘案し、適切な用具を販売又は修理するよう努めること
- (2) 販売又は修理する用具の内容や費用等について、十分な説明を行うこと
- (3) 用具の引き渡し後において、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的変化又は病理的変化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引き渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、業者の責任において改善すること
- (4) 業務上知り得た個人情報を用具の販売、修理又は補償以外の目的のために利用及び提供しないこと
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に定める合理的配慮の提供を行うこと

(変更等の届出)

第5条 登録業者は、登録事項に変更があったときは、速やかに仙台市障害児者日常生活用具業者登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 登録業者は、当該事業を廃止するときは、廃止する日の60日前までに仙台市障害児者日常生活用具業者登録廃止届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(報告等)

第6条 市長は、用具費の支給に関して必要があると認めるときは、登録業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は職員に関係者に対して質問若しくは照会をさせることができる。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 用具費の請求に関して不正があったとき
- (2) 前条に規定する報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求めに応じず、又は同条の質問若しくは照会に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (3) 用具の販売又は修理に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき
- (4) その他市長が認めるとき

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、仙台市障害児者日常生活用具業者登録取消通知書(様式第5号)により、登録業者に通知する。

(代理受領の手順)

第8条 代理受領の手順は、次項から第4項までの規定のとおりとする。

- 2 受給者は、支給決定対象者記入欄に必要事項を記入し押印した支給券を登録業者に引き渡すとともに、利用者負担額を支払ったうえで用具の購入等を行う。ただし、利用者負担額が生じない場合は、利用者負担額の支払いを要しない。
- 3 登録業者は、支給券及び住宅改修費の場合にあっては工事終了後の工事箇所の写真を添えて、市長に用具費の請求を行う。
- 4 市長は、登録業者から用具費の請求があったときは、速やかに審査の上、支払う。

(不当利益の返還)

第9条 市長は、登録業者が偽りその他の不正によって用具費の支払を受けたときは、当該支払額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(通信技術を利用する方法により手続等を行う場合)

第10条 本要綱第3条、第5条に規定する市長への申請または届け出に係る電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条から第6条までの規定の適用を受ける手続等の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から実施する。

附 則 (令和3年3月17日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年9月27日改正)

この改正は、令和3年10月1日から実施する。

附 則 (令和4年3月31日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年3月15日改正)

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年5月26日改正)

この改正は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日改正）

この改正は、令和 5 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（令和 6 年 8 月 30 日改正）

この改正は、令和 6 年 9 月 1 日から実施する。